

平成 27 年 6 月 3 日

「振替有価証券管理約款」の一部変更について

平成 27 年 6 月 8 日に「振替有価証券管理約款」を改定いたします。
主な変更点は以下のとおりです。

○ 反対株主の株式買取請求に係る買取口座の創設等

平成 27 年 5 月 1 日付で「社債、株式等の振替に関する法律」の一部が改正され、発行者が合併等の組織再編行為等を行う場合における当該行為に反対する株主による株式買取請求に係る買取口座の取扱い等が規定されました。

また、株式会社証券保管振替機構において、「株式等の振替に関する業務規程」等の一部が改正されたことに伴い、所要の改定を行います。

詳細につきましては、以下の新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

下線部分変更

変更前	変更後
(振替の申請) 第 11 条 (省略) 2 (省略) 3 ① (省略) ①前号イの金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。 ②振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第①号ハの提示は必要ありません。 また、同号二については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。 ③当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。 4～5 (省略) (担保株式等の取扱い) 第 21 条 (省略) 2 お客様は、振替の申請における振替元口座	(振替の申請) 第 11 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 ① (現行どおり) ②前号イの金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。 ③振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第①号ハの提示は必要ありません。 また、同号二については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。 ④当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。 4～5 (現行どおり) (担保株式等の取扱い) 第 21 条 (現行どおり) 2 お客様は、振替の申請における振替元口座

変更前	変更後
又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。 3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。 （振替先口座等の照会） 第 24 条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替	又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は<u>株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権</u>（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。 3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は<u>当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったとき</u>は、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。 （振替先口座等の照会） 第 24 条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替

変更前	変更後
の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。 2 お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。 3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。 (振替株式等の発行者である場合の取扱い) 第 27 条 (省略) (新設) (振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記)	の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。 2 お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。 3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。 (振替株式等の発行者である場合の取扱い) 第 27 条 (現行どおり) 第 27 条の 2 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。 (振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記)

変更前	変更後
載事項の証明書の交付請求) 第 45 条 (省略) 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。 3 (省略) (解約等) 第 52 条 (省略) 2 (省略) 3 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。 ① (省略) ②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき <u>又は</u>お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき	載事項の証明書の交付請求) 第 45 条 (現行どおり) 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。<u>また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第 222 条第 5 項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。</u> 3 (現行どおり) (解約等) 第 52 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。 ① (現行どおり) ②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき <u>お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき</u> <u>又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予</u>

変更前	変更後
③（省略） 4～5 （省略）	<u>約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき</u> ③（現行どおり） 4～5 （現行どおり） 平成 27 年 6 月 8 日改定

以上